

＜保育所等における保育士配置の特例に関する経過措置の取扱いについて＞

保育所及び認定こども園における保育士配置の特例は、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」に経過措置の規定を定め、現在まで運用している。当該特例の経過措置期間が令和6年度末に終了を迎えるため、その後の取扱いに係る対応方針を報告する。

1 保育士配置の特例に関する経過措置（本市独自の基準を条例に定めたもの）

項目	本市独自基準の内容	国基準の内容	本市の状況及び対応方針案
① 配置人数	原則として開園時間帯を通じて常時2名の保育士（又は保育教諭）を配置する必要があるところ、朝夕等児童数が少なくなる時間帯（年齢別配置基準から算出した必要職員数が1名となる時間帯）については、保育士（又は保育教諭）1名に加えて子育て支援員研修修了者1名での対応も可とする。 なお、<u>当該措置の適用期間については、本市独自基準により令和6年度末までとしている。</u> ※保育所及び認定こども園のみ	内容は左記と同様。 <u>ただし、経過措置期間は「当分の間」とされており、具体的な期間は示されていない。</u>	本市において当該経過措置活用の届出を行っている施設は66箇所（126人）となっており（令和6年9月1日時点）、経過措置を直ちに終了するとこれらの施設の保育に影響が生じる。 保育の担い手の確保が依然厳しい状況にあることを踏まえ、経過措置を延長することが適当である。

項目	本市独自基準の内容	国基準の内容	本市の状況及び対応方針案
② 代替職員、幼稚園教諭等	原則として保育士資格を有しているものでなければ保育士数にカウントできないところ、子育て支援員研修を修了した幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭について、保育士（又は保育教諭）の代替職員として活用できる（ただし、この特例を活用する場合であっても、「年齢別配置基準上必要となる保育士数＋公定価格上必要となる保育士数」の2／3を超えた保育士（又は保育教諭）の配置が必要） なお、<u>当該措置の適用期間については、本市独自基準により令和6年度末までとしている。</u> ※保育所及び認定こども園のみ	内容は左記と同様。 <u>ただし、経過措置期間は「当分の間」とされており、具体的な期間は示されていない。</u>	本市において当該経過措置活用の届出を行っている施設は25箇所（34人）となっており（令和6年9月1日時点）、経過措置を直ちに終了するとこれらの施設の保育に影響が生じる。 保育の担い手の確保が依然厳しい状況にあることを踏まえ、経過措置を延長することが適当である。
③ 代替職員、保健師等	保健師等（保健師、看護師又は准看護師）の配置に関して、1人に限り保育士（又は保育教諭）とみなすことができる。ただし、在籍している乳児が3名以下である保育所等の保健師等については、保育の質を保つため、別途、以下の2点を要件としている。 ① 保育士（又は保育教諭）と合同で保育を行うこと ② 各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること なお、<u>当該措置の適用期間については、本市独自基準により令和6年度末まで（※保育所のみ「当分の間」）としている。</u> ※保育所及び認定こども園のみ	内容は左記と同様。 <u>ただし、経過措置期間は「当分の間」とされており、具体的な期間は示されていない。</u>	本市において当該経過措置活用の届出を行っている施設は2箇所（2人）となっており（令和6年9月1日時点）、経過措置を直ちに終了するとこれらの施設の保育に影響が生じる。 また、保育所及び認定こども園においては、令和5年度実績ベースで、35箇所55人（※常勤換算後：27.7人）の保健師等の職員が雇用されており、経過措置を終了すると、これらの施設にも影響が及ぶ可能性がある。 保育の担い手確保が依然厳しい状況にあることや前述の状況等も総合的に考慮し、経過措置を延長することが適当である。

2 保育士配置の特例に関する経過措置（国基準に基づく基準を条例に定めたもの）

項目	内容	国の方向性及び状況	本市の対応方針案
配置人数（幼保連携型認定こども園において副園長・教頭を置く場合の資格特例）	幼保連携型認定こども園に副園長又は教頭を置く場合に、「幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録者であるもの」が必要とされているところ、いずれか一方を満たしていれば職員配置の人数に含めることを可とする。 <u>市基準について、現状の特例期間は令和6年度末までとしている。</u>	令和6年度末までであったものを<u>2年間延長し令和8年度末までとする。</u> 決定状況 令和6年9月27日付けで、国省令の一部改正に係る公布・施行済み。	現在、経過措置の適用を受けている施設に影響が生じることや、下表「3 その他」のとおり、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格要件を、国の法改正の内容に従って延長することを踏まえ、左記期間と同様に延長することが適当である。

3 その他（法律等に従うこととなり、本市における対応検討が不要な経過措置）

項目	内容	国の方向性及び状況
① 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格特例 ② 幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例	① 幼保連携型認定こども園には、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を有する保育教諭を置かなければならないが、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの保有で可とする。 ② 幼稚園教諭免許状又は保育士資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験を有するものは一定の単位を取得すること等で、もう一方の免許状・資格を取得可とする。	経過措置期間を令和11年度末まで5年間延長する。 ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例は令和8年度末までの2年間の延長とする。 ※ 令和6年6月12日に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第14次地方分権一括法）」の中で、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の内容について改正されたもの。